

議 案 第 89 号

松戸市少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市少年センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

子ども部の組織再編に伴い、松戸市少年センターの位置を変更するため。

## 松戸市少年センター設置条例の一部を改正する条例

松戸市少年センター設置条例（昭和42年松戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 松戸市少年センター 位置 <u>松戸市竹ヶ花74番地の3</u>	(名称及び位置) 第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 松戸市少年センター 位置 <u>松戸市根本387番地の5</u>

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。